

令和５年度くしろお試しワーキングホリデー交通費補助事業実施要綱 別記

（プログラム）

第２条第１項第１号でいうくしろお試しワーキングホリデーのプログラムとは以下のとおりである。

- （１）参加開始時のオリエンテーション
- （２）受入企業での就労
- （３）交流イベントへの参加
- （４）参加者終了時の終了式

（やむを得ない事情）

第３条第１項第１号でいうやむを得ない事情とは、病気・怪我等によりプログラムに参加することが困難な場合等を指す。

（区間）

第４条第１項でいう区間は、居住地の都道府県外及び釧路市外における同一の公共交通機関の乗り換えがあった場合においても、乗り換え後の区間も含め一つの区間とする。一つの区間となる事例として飛行機の乗り換え等が挙げられる。

（対象外となる交通費、運搬費等）

第４条第２項でいう対象外となる交通費、運搬費等とは、フェリーで移動した際の自動車の運搬費等が挙げられる。

（市長が相当と認める事由）

第８条第１項第２号でいう市長が相当と認める事由とは、以下の事例等が挙げられる。

- （１）くしろお試しワーキングホリデー参加中において、粗暴な言動や行動を行った場合。
- （２）市の信用を著しく失墜する行為をした場合。
- （３）くしろお試しワーキングホリデーの就労先企業において、勤務態度等に問題があった場合。また、就労先企業の信用を著しく失墜する行為をした場合。